

# 第126期 中間決算公告

平成21年12月24日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 鎌 田 宏

## 中間貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	183,948	預 金	4,907,593
コーポレート	92,992	譲渡性預金	372,460
買入金銭債権	17,345	コールマネー	17,590
商品有価証券	35,314	債券貸借取引受入担保金	1,760
金銭の信託	41,810	借 用 金	313
有価証券	1,778,642	外国為替	120
貸 出 金	3,514,913	その他負債	34,350
外国為替	1,469	未払法人税等	3,576
その他資産	17,694	リース債務	778
有形固定資産	40,168	その他の負債	29,995
無形固定資産	374	退職給付引当金	43,476
繰延税金資産	34,388	睡眠預金払戻損失引当金	195
支払承諾見返	33,552	偶発損失引当金	655
貸倒引当金	△ 52,730	支 払 承 諾	33,552
		負債の部合計	5,412,069
		(純資産の部)	
		資 本 金	24,658
		資本剰余金	7,843
		資本準備金	7,835
		その他資本剰余金	8
		利益剰余金	274,879
		利益準備金	24,658
		その他利益剰余金	250,220
		固定資産圧縮積立金	843
		別途積立金	242,505
		繰越利益剰余金	6,872
		自 己 株 式	△ 2,125
		株主資本合計	305,256
		その他有価証券評価差額金	23,103
		繰延ヘッジ損益	△ 580
		評価・換算差額等合計	22,522
		新株予約権	36
		純資産の部合計	327,816
資産の部合計	5,739,885	負債及び純資産の部合計	5,739,885

## 中間損益計算書 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>54,143</b>
資金運用収益	41,042
(うち貸出金利息)	( 30,495)
(うち有価証券利息配当金)	( 10,320)
役務取引等収益	7,875
その他業務収益	2,488
その他経常収益	2,736
<b>経 常 費 用</b>	<b>47,236</b>
資金調達費用	4,907
(うち預金利息)	( 3,960)
役務取引等費用	2,951
その他業務費用	3,699
営業経費	30,652
その他経常費用	5,025
<b>経 常 利 益</b>	<b>6,907</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>41</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>291</b>
<b>税引前中間純利益</b>	<b>6,657</b>
法人税、住民税及び事業税	3,572
法人税等調整額	△ 1,025
<b>法人税等合計</b>	<b>2,546</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>4,110</b>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	5年～31年
そ　　他	4年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理
  - (3) 睡眠預金払戻損失引当金  
負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
  - (4) 偶発損失引当金  
信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
  - (1) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。  
このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。
  - (2) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 追加情報

### （役員退職慰労引当金）

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額 852百万円については、各人の役員退任以降に支給する予定であることから、「その他負債」中の「その他の負債」に計上しております。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 92 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,575百万円、延滞債権額は92,349百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,358百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,352百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は123,635百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,474百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 121,957 百万円

その他資産 141 百万円

担保資産に対応する債務

預金 31,392 百万円

債券貸借取引受入担保金 1,760 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券138,574百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は65百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,380,520百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,364,411百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 70,505 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,548百万円であります。

11. 1株当たりの純資産額 864 円 16 銭

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）12.84%

#### （中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,494百万円、債権売却損 774百万円及び株式等償却 396百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 10 円 83 銭

3. 当中間期において、宮城県内の営業用店舗4か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。

当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 257百万円（土地 175百万円、建物59百万円、リース資産13百万円、その他の有形固定資産等 8百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	65,055	96,192	31,136
債券	1,414,728	1,444,285	29,556
国債	781,405	798,751	17,345
地方債	105,291	107,405	2,114
社債	528,031	538,128	10,096
その他	243,505	221,089	△ 22,416
合計	1,723,290	1,761,567	38,277

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(追加情報)

その他有価証券のうち変動利付国債は、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当中間期末においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は18,990百万円、その他有価証券評価差額金は11,280百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は7,709百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は368百万円(うち、株式368百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(追加情報)

その他有価証券のうち時価のあるものについて、従来は、時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、それ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて減損処理を行っていましたが、当中間期より、発行会社等の信用リスクを加味した、より合理的な総合判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、減損処理額は702百万円（うち、株式259百万円、その他443百万円）減少しております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券 貸付債権信託受益権	843
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	92
その他有価証券 非上場株式	3,202
公募債以外の内国非上場債券	13,548
投資事業組合出資金	231

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	22,478	21,443	△1,034

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として減損処理しております。

当中間期における減損処理額は80百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(追加情報)

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価があるものについて、従来は、時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、それ以外で、時価が30%以上下落した銘柄につ

いては、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて減損処理を行っていましたが、当中間期より、発行会社等の信用リスクを加味した、より合理的な総合判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、減損処理額は602百万円減少しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	20,410 百万円
退職給付引当金	17,579
減価償却	7,974
有価証券償却	2,247
その他	<u>4,247</u>
繰延税金資産小計	52,459
評価性引当額	<u>△ 3,359</u>
繰延税金資産合計	49,099
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 14,139
固定資産圧縮積立金	<u>△ 572</u>
繰延税金負債合計	△ 14,711
繰延税金資産の純額	<u>34,388 百万円</u>



# 第126期 中間決算公告

平成21年12月24日

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 **鎌田 宏**

## 中間連結貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	184,130	預 金	4,905,380
コールローン及び買入手形	92,992	譲渡性預金	372,260
買入金銭債権	17,345	コールマネー及び売渡手形	17,590
商品有価証券	35,314	債券貸借取引受入担保金	1,760
金銭の信託	41,810	借 用 金	14,806
有 価 証 券	1,788,786	外 国 為 替	120
貸 出 金	3,501,785	そ の 他 負 債	46,076
外 国 為 替	1,469	退職給付引当金	43,922
リース債権及びリース投資資産	27,844	役員退職慰労引当金	58
そ の 他 資 産	29,947	睡眠預金払戻損失引当金	195
有形固定資産	41,945	偶発損失引当金	655
無形固定資産	1,367	支 払 承 諾	33,552
繰延税金資産	37,957	負債の部合計	5,436,379
支払承諾見返	33,552	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 62,408	資 本 金	24,658
		資 本 剰 余 金	7,843
		利 益 剰 余 金	276,003
		自 己 株 式	△ 2,099
		株 主 資 本 合 計	306,406
		その他有価証券評価差額金	23,105
		繰延ヘッジ損益	△ 580
		評価・換算差額等合計	22,524
		新株予約権	36
		少数株主持分	8,495
		純資産の部合計	337,463
資産の部合計	5,773,843	負債及び純資産の部合計	5,773,843

# 中間連結損益計算書 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>63,017</b>
資金運用収益	41,339
(うち貸出金利息)	( 30,744)
(うち有価証券利息配当金)	( 10,367)
役務取引等収益	8,319
その他業務収益	10,715
その他経常収益	2,643
<b>経 常 費 用</b>	<b>55,996</b>
資金調達費用	4,995
(うち預金利息)	( 3,959)
役務取引等費用	2,635
その他業務費用	10,626
営業経費	31,362
その他経常費用	6,376
<b>経 常 利 益</b>	<b>7,021</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>44</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>291</b>
<b>税金等調整前中間純利益</b>	<b>6,774</b>
法人税、住民税及び事業税	3,992
法人税等調整額	△ 1,136
法人税等合計	2,855
少数株主損失	162
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>4,080</b>

# 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 中間連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
  - ① 連結される子会社及び子法人等 7社  
連結される子会社名  
七十七ビジネスサービス株式会社  
七十七スタッフサービス株式会社  
七十七事務代行株式会社  
連結される子法人等名  
七十七リース株式会社  
七十七信用保証株式会社  
七十七コンピューターサービス株式会社  
株式会社七十七カード
  - ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。
  - ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。  
9月末日 7社

## 2. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
  - (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 5年～31年  
そ の 他 4年～20年  
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
  - (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(追加情報)

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額852百万円については、各人の役員退任以降に支給する予定であることから、「その他負債」に計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価格をリース投資資産の期首簿価として計上しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ

によっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等のが為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,462百万円、延滞債権額は94,700百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,358百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,410百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は126,931百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,474百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	121,957 百万円
その他資産	141 百万円
リース投資資産	489 百万円

担保資産に対応する債務

預金	31,392 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,760 百万円
借入金	323 百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券138,574百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は97百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,431,481百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,415,372百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 75,976 百万円  
 9. 借入金には、リース投資資産12,720百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金10,600百万円が含まれております。  
 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,548百万円であります。  
 11. 1株当たりの純資産額 867 円 20 銭  
 12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）13.04%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,799百万円、債権売却損774百万円及び株式等償却396百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 10 円 75 銭  
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 10 円 75 銭

4. 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗4か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結される子会社及び子法人等は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額257百万円（土地175百万円、建物59百万円、その他の有形固定資産等22百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	7,619	7,716	96
地方債	2,499	2,534	34
合計	10,118	10,250	131

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	65,092	96,263	31,170
債券	1,414,728	1,444,285	29,556
国債	781,405	798,751	17,345
地方債	105,291	107,405	2,114
社債	528,031	538,128	10,096
その他	243,505	221,089	△ 22,416
合計	1,723,327	1,761,638	38,311

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(追加情報)

その他有価証券のうち変動利付国債は、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準により、当中間連結会計期間末においては合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は18,990百万円、その他有価証券評価差額金は11,280百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は7,709百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は368百万円（うち、株式368百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%（一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%）以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(追加情報)

その他有価証券のうち時価のあるものについて、従来は、時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、それ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて減損処理を行っていましたが、当中間連結会計期間より、発行会社等の信用リスクを加味した、より合理的な総合判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、減損処理額は702百万円(うち、株式259百万円、その他443百万円)減少しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券 貸付債権信託受益権	843
その他有価証券 非上場株式	3,249
公募債以外の内国非上場債券	13,548
投資事業組合出資金	231

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	22,478	21,443	△1,034

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は80百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(追加情報)

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるものについて、従来は、時価が50%以上下落した銘柄についてはすべて、それ以外で、時価が30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率を勘案し、価格回復の可能性の認められないものについて減損処理を行っていましたが、当中間連結会計期間より、発行会社等の信用リスクを加味した、より合理的な総合判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、減損処理額は602百万円減少しております。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 36百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 281,800株
付与日	平成21年8月3日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年8月4日～平成46年8月3日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	523円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。